

# 「県民泊まって応援キャンペーン」参加施設募集要項（個人申込型）

## 1 「県民泊まって応援キャンペーン」について

### （1）目的

県内宿泊施設においては、暖冬の影響や新型コロナウイルス感染症の拡大など、相次いで困難に見舞われ、予約のキャンセルや売上の減少、営業の自粛や休業などにより、危機的な状況にあります。

また、県民も外出自粛などが長く続いており、閉塞感に包まれている状況にあります。

この深刻な状況を改善するため、県民が前もって泊まりたい県内の旅館・ホテルを選んで、専門家からの意見を踏まえ判断した適切な時期から利用できる宿泊割引クーポンを発行するとともに、その割引の原資となる費用をあらかじめ県内宿泊施設にお渡しし、経営継続の一助とすることを目的としています。

### （2）割引クーポンの概要

① 名称 県民泊まって応援キャンペーン割引クーポン（以下「割引クーポン」）

② 発行主体 公益社団法人山形県観光物産協会（以下「協会」）

③ 発行枚数 50,000 枚

うち個人申込型 30,000 枚 県民が宿泊施設を指定して応募し、抽選により当選者を決定

うち旅行商品型 20,000 枚 県内の旅行代理店で扱う旅行商品に組み込んで販売

以下、この募集要項では「個人申込型」の説明を行い、「旅行商品型」については別途お知らせします。

### （3）「個人申込型」割引クーポンについて

① 発行枚数 30,000 枚

② 利用対象 参加施設として登録いただいた山形県内の宿泊施設

③ 利用内容 宿泊を伴う 10,000 円以上の宿泊プラン（※）への支払いの際に、5,000 円割引

④ 利用制限 宿泊 1 回につき、1 人あたり 1 枚まで

⑤ 利用期間 割引クーポン発行から 6 か月

⑥ 利用開始時期 新型コロナウイルス感染症の県内における収束状況や専門家からの意見を踏まえ判断

-----  
（※）宿泊プランとは、宿泊のほかに食事が付くプランやその他宿泊に附随するサービスが含まれたプランを指します。

### （4）県民からの応募申込

① 申込方法 協会の公式サイトからの申込またはPRチラシに付いたハガキを協会に送付

② 申込期間 令和 2 年 5 月 1 5 日（金）～ 令和 2 年 5 月 3 1 日（日）まで

③ 申込内容 ・申込代表者の氏名、住所（県内在住者に限る）、電話番号

・申込代表者以外の施設利用者全員の氏名（県内在住で同一世帯の家族に限る）

・泊まりたい宿泊施設名（1 施設のみ）

④ 申込回数 1 人 1 回のみ（申込は 18 歳以上に限る）

⑤ 申込人数 1 つの申込につき 6 名まで

### **(5) 割引クーポンの配分及び抽選の実施**

各参加施設への割引クーポンの配分については、宿泊定員に応じた配分を基礎とし、県民からの応募数も考慮したうえで決定します。

- ① 参加施設の宿泊定員に応じて割引クーポンの配分枠を設定
- ② 配分枠を超えて応募があった場合は、抽選を実施
- ③ 応募数が配分枠内の場合は、全て当選とし、余った枠は再抽選に回す
- ④ 再抽選は、初回抽選での落選数に応じて配分枠を設定
- ⑤ 当選者には、協会から申込者（施設利用者）の氏名・住所並びに利用する宿泊施設が記載された割引クーポンを送付するとともに、参加施設には当選者名簿を送付

### **(6) 前払金の支払い**

上記（5）による割引クーポン配分枚数の決定後すみやかに、配分枚数に応じた金額を前払金として振込みます。

宿泊者の都合によりキャンセル等があり、配分枚数よりも実際の宿泊者数が少なかった場合は返金していただきます。

### **(7) 割引クーポン利用の条件**

「県民泊まって応援キャンペーン」の参加施設として登録された山形県内宿泊施設での宿泊を伴う10,000円以上の宿泊プランへの支払いに利用が可能です。

- ・ 割引クーポンの利用は、県内在住者の方を対象としています。チェックイン時に、クーポンに記載されている利用者本人かどうかの確認をお願いします。
- ・ 宿泊プランとは、食事付きの宿泊プランや、その他サービスと宿泊がセットになっているプランをいいます。素泊まりプランでも利用できます。
- ・ 消費税等を含む総額に対して、割引クーポンを利用できます。
- ・ 10,000円以上であっても、宿泊を伴わないプランの場合は利用できません。

例) 日帰り温泉と食事のプラン、食事のみや宿泊を伴わない施設のサービスなど

- ・ 消費税等込みで10,000円/泊の利用に満たない場合も割引クーポンを利用することができますが、つり銭の支払いはできません。
- ・ 10,000円を下回る料金を設定されている宿泊施設の場合は、お土産やその他サービスなどをセットにした10,000円以上の独自のプランを設定し利用いただくことが可能です。ただし、クオカードなどの金券やたばこ購入をセットにして提供するプランについては、利用できません。

## **2 本キャンペーンの参加施設登録の条件**

以下の全ての条件を満たす必要があります。

### **(1) 山形県内にある宿泊施設であること**

### **(2) 関係法令等**

- ① 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。

③ 「山形県暴力団排除条例」(平成 23 年県条例第 26 号)を遵守すること。

④ その他公序良俗に反しないこと

上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがありますのでご注意ください。

### **(3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること**

### **(4) 割引クーポンについて**

① 割引クーポンの利用者に対して、割引クーポンの利用に必要な説明を実施できること。

割引クーポンを利用した場合の価格や、条件(利用できる宿泊プランなど)を明確に説明してください。

② 割引クーポンの利用条件に該当するプランがある、またはプランを新設できること。

③ 割引クーポンを利用した適正な宿泊費の精算ができること。

消費税込みの宿泊費から 1 人あたり 5,000 円を差し引いた金額を利用者から徴収してください。

④ 割引クーポン利用の際に、県内在住者かどうかを確認すること。

チェックイン時に、クーポンに記載されている利用者本人かどうかの確認をお願いします。

受け取ったクーポンにチェックインの日付を記入してください。

⑤ 利用済割引クーポンや個人情報を適切に管理できること。

## **3 登録申請方法**

次の書類を提出してください。

(1) 参加施設登録申請書(様式第 1 号)

(2) 振込先口座の通帳の写し(1、2 ページ目)

提出先 **【事務局】** 公益社団法人山形県観光物産協会

担当氏名 県民泊まって応援キャンペーン係 (電話) 023-647-2333 (FAX) 023-646-6333

提出方法 郵送又は FAX、メールで御提出ください。(メール) [tomatte@yamagatakanko.com](mailto:tomatte@yamagatakanko.com)

提出期限 令和 2 年 5 月 13 日(水) 必着

※郵送の場合は封筒に朱書きで**県民泊まって応援キャンペーン登録申請書在中**と記載してください。

## **4 利用状況報告**

毎月の割引クーポンの利用状況について、翌月 5 日までに利用状況報告書(様式第 2 号)により報告してください。

提出先 **【事務局】** 公益社団法人山形県観光物産協会

担当氏名 県民泊まって応援キャンペーン係 (電話) 023-647-2333 (FAX) 023-646-6333

提出方法 FAX、メールで御提出ください。(メール) [tomatte@yamagatakanko.com](mailto:tomatte@yamagatakanko.com)

提出期限 翌月 5 日まで

## 5 精算について

- ① 利用期間（割引クーポン発行から6か月）終了後、利用実績報告書（様式第3号）に必要事項を記載し、回収した割引クーポンを添えて事務局に提出してください。
- ② 回収した割引クーポンは協会へ提出（送付）するまで、大切に保管してください。紛失された場合は、信頼できる精算のための挙証資料をご準備ください。
- ③ 宿泊者の都合によりキャンセル等があり、割引クーポン配分枚数よりも実際の宿泊者数が少なかった場合は、前払金を返金していただきます。（返金の際は、振込手数料を差し引いた金額を返金してください）  
万が一、虚偽の精算などの悪質な事例が発生した場合には、法的措置をとらせていただきますので、くれぐれも適切な対応をお願い申し上げます。

### ■今後のスケジュール（予定）

5月15日(金)～5月31日(日) 県民からの応募受付

6月2日(火) 抽選実施

順次、当選した県民に割引クーポンを送付 ⇒ 宿泊予約の受付開始

6月4日(木)～クーポン配分枚数に応じた金額を各宿泊施設に振込開始

↓

割引クーポン利用期間終了後、利用実績報告書（様式第3号）などを協会へ送付